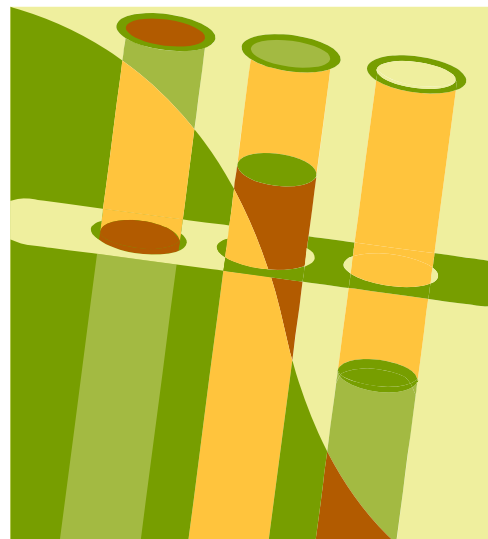


4 化学物質



(1) ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下 土壌にあっては、*調査指標値 250pg-TEQ/g が定められている。 *調査指標値：環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとされている。

1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

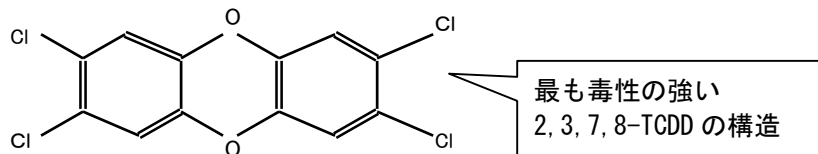
○ダイオキシン類

単位の説明

pg (ピコグラム) …… 1 兆分の 1 グラム

ng (ナノグラム) …… 10 億分の 1 グラム

TEQ (毒性等量) …… ダイオキシン類は毒性がそれぞれ異なるため、最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (2, 3, 7, 8-TCDD) の毒性に換算して得られる量を言う。



(2, 3, 7, 8-TCDD) の毒性を 1 として他の種類の毒性を換算した係数 (TEF) を用いる。

■ ダイオキシン類濃度 × TEF = 毒性等量 (TEQ)

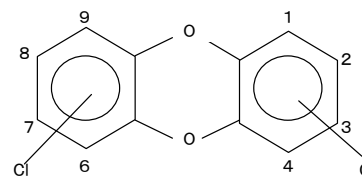
ダイオキシン類とは下図のとおり、

- ① ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)
- ② ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)
- ③ コプラナー-PCB (Co-PCB)

の 3 種類 (ダイオキシン類対策特別措置法) となっており、現在、確認されている異性体数及び毒性等価係数が定められている異性体数の種類は下記のとおり。

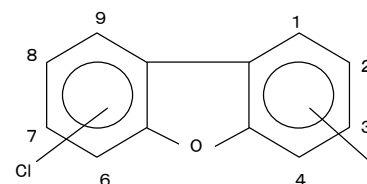
① PCDD

異性体数：75 種類
うち毒性あり：7 種類



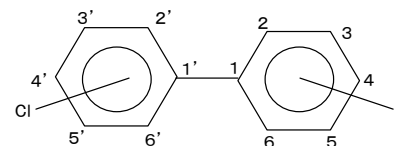
② PCDF

異性体数：135 種類
うち毒性あり：10 種類



③ Co-PCB

毒性あり：12 種類



■ダイオキシン類測定項目(H22年度)

測定項目	測定場所	教育センター	東所沢測定局	三ヶ島公民館	金井沢橋	清柳橋	中富	小手指南	西新井	城
------	------	--------	--------	--------	------	-----	----	------	-----	---

○大気試料

大気(PCDD+PCDF、CO-PCB)	○	○	○							
----------------------	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

○水質試料

河川水(PCDD+PCDF、CO-PCB)				○	○					
河川底質(PCDD+PCDF、CO-PCB)				○	○					
地下水(PCDD+PCDF、CO-PCB)						△	△	△	△	

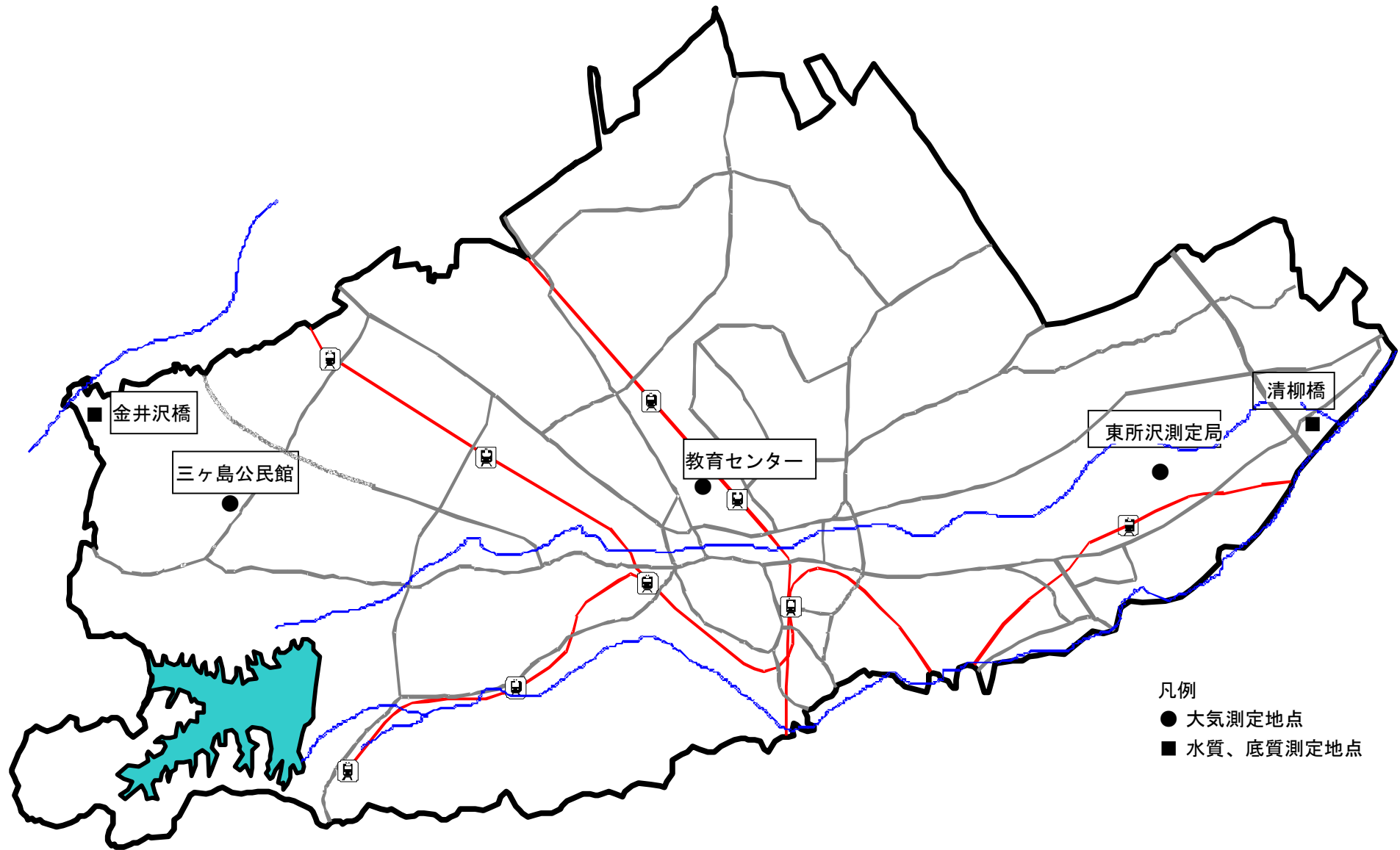
測定項目	測定場所	老人憩の庄やなせ	長栄寺南園	中央中学校	北秋津小学校	富岡公民館	花園緑地	上公園	大谷公園	三ヶ島中学校	林神社
------	------	----------	-------	-------	--------	-------	------	-----	------	--------	-----

○土壌試料

土壌(PCDD+PCDF、CO-PCB)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
----------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

* △:土壌、地下水については、5年ごとに実施しているため平成22年度は実施していません。なお、前回は2007年(平成20年度)に実施しています。

■ダイオキシン類測定地点(H22年度)



- 凡例
- 大気測定地点
 - 水質、底質測定地点

(2) ダイオキシン類環境調査結果

1. 調査地点及び採取日

■大気試料 (別添調査地点図参照)

調査地点	春季採取日	夏季採取日	秋季採取日	冬季採取日
A-1 東所沢測定局	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 23 年
A-2 けやき台測定局	5月19日～	7月22日～	10月20日	1月13日～
A-3 三ヶ島公民館	26日	29日	～27日	20日

※H22年度は、H21年度の調査地点である、けやき台測定局、三富測定局は廃止し、所沢市立教育センターを調査地点に追加。

■水質及び底質試料 (別添調査地点図参照)

調査地点	採取日	
	河川水	河川底質
R-1、T-1 金井沢橋 (不老川)	平成 23 年 1 月 28 日	平成 23 年 1 月 28 日
R-2、T-2 清柳橋 (柳瀬川)	平成 22 年 11 月 8 日	平成 22 年 11 月 8 日

2. 調査方法

試料種類	調査方法
大気	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(平成20年3月環境省水・大気環境局 総務課ダイオキシン対策室・大気環境課)」に準拠
河川水	JIS K 0312 (2008) 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」に準拠
河川底質	「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課)」に準拠

3. 調査機関

調査受託者：帝人 エコ・サイエンス株式会社

4. 調査結果

1) 大気試料

全ての調査地点において、大気に係る環境基準(0.6pg-TEQ/m³以下(年平均値))を満足していました。

調査地点	毒性等量※(pg-TEQ/m ³)				
	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値
A-1 東所沢測定局	0.039	0.048	0.086	0.10	0.068
A-2 所沢市立教育センター	0.021	0.026	0.045	0.055	0.037
A-3 三ヶ島公民館	0.018	0.026	0.042	0.046	0.033
平均値	0.026	0.033	0.058	0.067	0.046

※毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままその値を用い、検出下限未満は検出下限の1/2の値を用いて算出。

2) 水質及び底質試料

水質、底質に係る環境基準(1pg-TEQ/l以下、150pg-TEQ/g以下)を満足していました。

調査地点	水質における毒性等量※(pg-TEQ/l)	底質における毒性等量※(pg-TEQ/g)
R-1、T-1 金井沢橋 (不老川)	0.067	2.8
R-2、T-2 清柳橋 (柳瀬川)	0.060	0.60
平均値	0.064	1.7

※毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままその値を用い、検出下限未満は検出下限の1/2の値を用いて算出。

5. ダイオキシン類摂取量(暴露評価)の推定

本調査結果に基づくダイオキシン類摂取量(暴露評価)の推定結果は、0.85～0.89 pg-TEQ/kg/日の範囲にあり、耐容一日摂取量(4pg-TEQ/kg/日)を下回っていました。

	摂取量(pg-TEQ/kg/日)			
	大気※1	土壌※2	食物※3	合計
最大値	0.020	0.026	0.84	0.89
最小値	0.010	0.0037		0.85
平均値	0.014	0.013		0.87

※1「ダイオキシンリスク評価検討会報告書(平成9年5月)」と同手法により算出。

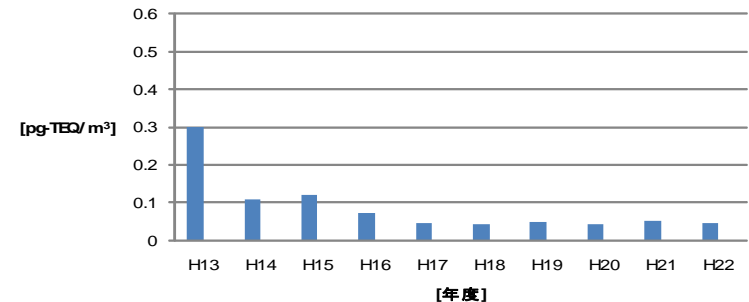
※2「土壌中のダイオキシン類に関する検討会第一次報告(平成11年7月)」と同手法により算出。

※3平成21年度厚生労働省調査(食品からのダイオキシン類一日摂取量調査)結果における平均値を使用。

6. 大気中のダイオキシン類濃度の経年変化

調査開始年度の平成9年度(0.78pg-TEQ/m³)以来、大気中ダイオキシン類濃度は低下傾向にあります。過去10年の経年変化は次図表に示したとおりです。

■大気中のダイオキシン類濃度の経年変化



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
年平均値 (pg-TEQ/m ³)	0.30	0.11	0.12	0.074	0.046	0.043	0.048	0.044	0.053	0.046

※毒性等量の算出の際、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままその値を用い、検出下限未満は検出下限の1/2の値を用いて算出。

7. 焼却施設の設置状況の変化

平成 8 年度末からの焼却施設数の減少率は、全体で 96%であり、これらは主に市内公共施設での焼却施設の使用自粛、廃棄物焼却施設撤去推進事業の実施、関係法令の整備（ダイオキシン類対策特別措置法・所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例）に伴う指導により使用廃止されたものです。

■焼却施設の設置状況

施設の規模	平成 8 年度末	平成 22 年度末	減少率 (%)
施設 A (200kg/時～)	25	8	68
施設 B (100kg/時～200kg/時)	61	3	95
施設 C (30kg/時～100kg/時)	409	9	98
合計	495	20	96

※平成 8 年度末の施設 B、C の施設数は、平成 11 年度の設置調査から推定したもの。

※所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例の一部改正（平成 14 年 12 月施行）に伴い、平成 22 年度末までに焼却能力 30kg/h 未満の焼却施設が 35 施設届出されています。

8. 今後の対応

- 1) ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づき、引き続き、ダイオキシン類の常時監視を実施します。
- 2) 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例等の関係法令に基づき、焼却施設等の発生源に対する監視指導を引き続き重点的に実施します。

参考資料

＜大気試料採取時における気象状況＞

調査日	調査地点	平均気温 (°C)	平均湿度 (%)	平均風速 (m/sec)	主風向
平成 22 年 5 月 19 日～26 日	東所沢測定局	20.4	74	1.9	南
平成 22 年 7 月 22 日～29 日	東所沢測定局	29.8	64	2.2	南
平成 22 年 10 月 20 日～27 日	東所沢測定局	15.8	74	1.5	北
平成 23 年 1 月 13 日～20 日	東所沢測定局	2.6	51	1.5	北北西

＜用語解説＞

○ダイオキシン類

従来、ダイオキシン類とはポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD) 及びポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) の総称として用いられていたが、現在では、これらの物質と類似した毒性作用を示すコプラナーPCB (Co-PCB) も含めてダイオキシン類とされています。現在、毒性が確認され毒性等価係数が定められている異性体数は、PCDD で 7 種類、PCDF で 10 種類、Co-PCB で 12 種類です。

○耐容一日摂取量 (TDI)

人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼさずおそれがない 1 日当たりの摂取量。ダイオキシン類においては 4pg-TEQ/kg/日と定められています。なお、一時的にこの値を超過する量を摂取したとしても、長期間での平均摂取量が TDI 以内ならば、健康を損なうものではありません。

○ダイオキシン類に関する環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類に関する環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）が、次のとおり定められています。

媒体	基準値	備考
大気	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	土壌にあつては、調査指標値 250pg-TEQ/g が定められています。 (調査指標値：周辺土壌や発生源、他の媒体の状況等の追跡調査及び継続的モニタリングを実施する指標)
水質	年平均値 1pg-TEQ/l 以下	
底質	年平均値 150pg-TEQ/g 以下	
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	

○その他の用語

pg (ピコグラム)	1 兆分の 1 グラム
ng (ナノグラム)	10 億分の 1 グラム
TEQ (毒性等量)	ダイオキシン類は毒性がそれぞれ異なるため、最も毒性の強い 2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシン (2,3,7,8-TCDD) の毒性に換算して得られる量をいう。

(3) 化学物質の排出量・移動量の集計結果

—平成21年度PRTR所沢市データの概要—

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（所謂「PRTR法」）に基づき、人の健康や動植物に有害性のある354種類の化学物質について、所沢市内における環境への排出量及び廃棄物等に含まれている移動量を集計したので、以下のとおりお知らせします。

なお、本発表は、平成21年度に事業者が把握した排出量・移動量について、平成22年4月1日から6月30日までの間に行われた届出データをもとに集計しています。

《集計結果の概要》

排出量・移動量の届出は、市内46事業所（全11業種）から合計47物質について提出がありました。届出が多かった地区は小手指地区及び三ヶ島地区（8件）であり、業種では燃料小売業（29件）が最も多くなっています。

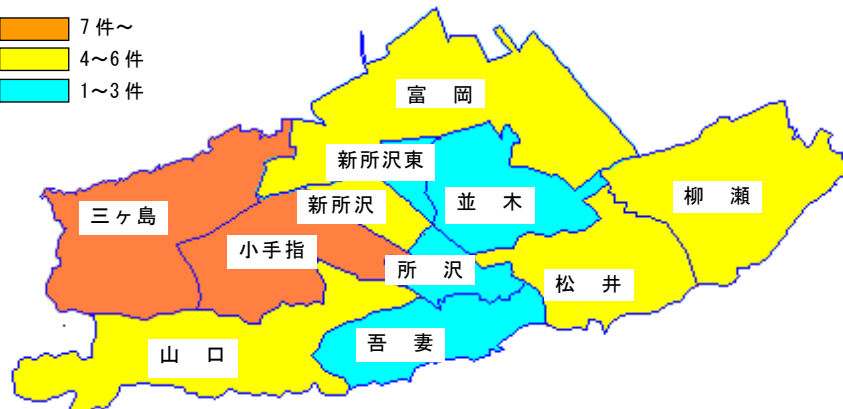
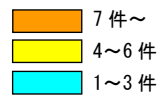
市内の届出総排出量は37.9トン、総移動量は34.0トンで合計71.8トンとなっており、環境への排出形態については、大気への排出が最も多く34.6トン（総排出量・移動量比で48.2%）を占めています。

届出排出量が多かった化学物質（上位3物質）は、トリクロロエチレン（14.4トン）、トルエン（9.1トン）、1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン（別名HCFC-141b）（7.2トン）であり、届出排出量が多かった業種（上位3業種）は、電気機械器具製造業（15.8トン）、金属製品製造業（7.3トン）、その他の製造業（7.2トン）の順となっています。

1. 排出量・移動量の届出状況

平成22年度（届出期間：平成22年4月1日から6月30日まで）には、平成21年度に事業者が把握した排出量・移動量について、市内で46事業所から届出がありました。業種及び地区別の届出状況は表1のとおりです。

■地区別の届出状況



2. 集計結果の概要

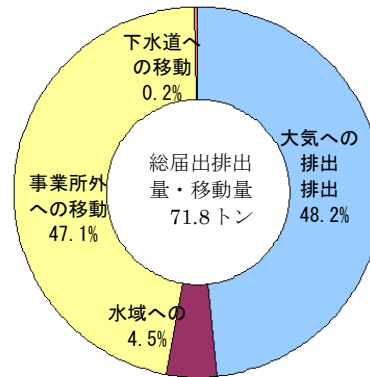
(1) 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、総排出量・移動量71.8トン^リに対して総排出量37.9トン、総移動量34.0トンとなっています。排出量及び移動量の内訳（地区別排出量・移動量内訳を含む。）は、表2のとおりです。

また、埼玉県生活環境保全条例に基づき届出された化学物質（499物質）の同期間の取扱量は、15,232トンとなっています。取扱量の内訳（地区別取扱量及び取扱量上位3物質を含む。）は、表3のとおりです。

1) 数値の丸めの関係で、総排出量及び総移動量の合計が総排出量・移動量の値とは合致していません。（小数点第2位までの値は、総排出量37.87トン、総移動量33.96トン。）

■ 排出量・移動量の構成



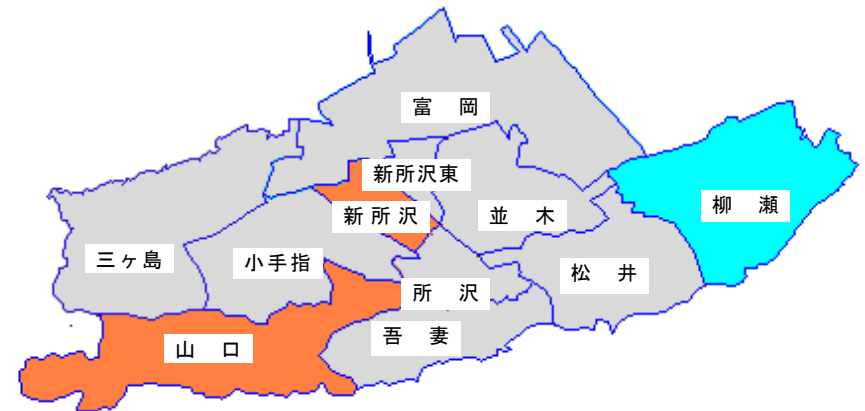
総排出量：37.9トン

大気への排出	: 34.6トン（総排出・移動量比：48.2%）
公共用水域への排出	: 3.2トン（同：4.5%）
土壌への排出	: 0トン（同：0.0%）
事業所内での埋立処分	: 0トン（同：0.0%）



■地区別届出排出量・移動量

単位：トン/年



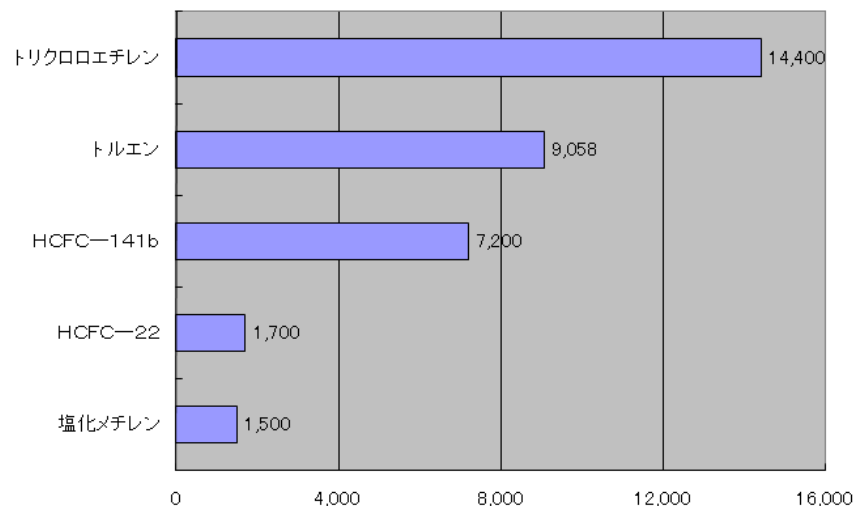
(2) 届出排出量の多い物質

届出排出量の多い上位 5 物質の合計は 33.9 トンで、届出排出量の合計 37.9 トンの 89.4%に当たります。

届出排出量上位 5 物質（地区別排出量上位 5 物質を含む。）については、表 4 のとおりです。

■届出排出量上位 5 物質

(単位 : kg/年)



(3) 業種別の届出排出量・移動量

届出排出量・移動量の多い上位 5 業種の合計は 65.0 トンで、届出排出量・移動量の合計 71.8 トンの 90.5%に当たります。

排出量・移動量上位 5 業種については、表 5 のとおりです。また、業種別の届出排出量・移動量とその内訳及び排出量・移動量上位 3 業種における上位 3 物質とその量については、表 6 及び表 7 のとおりです。

詳細については、市ホームページ (<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>) をご覧ください。

参 考 化学物質情報を掲載しているホームページ

- ①経済産業省 製造産業局化学物質管理課
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html
- ②環境省 環境保健部環境安全課 PRTR インフォメーション広場
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- ③独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
<http://www.nite.go.jp/>
- ④埼玉県 環境部大気環境課
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f03/>

■業種別・地区別の届出状況（表1）

（単位：事業所）

業種名	全国 届出数	市内 届出数	地区別届出数											
			所沢	新所沢	新所沢 東	並木	小手指	吾妻	松井	柳瀬	三ヶ島	山口	富岡	
金属鉱業	117													
原油・天然ガス鉱業	65													
製造業	41,776	11	0	1	0	0	2	0	1	3	2	1	1	
・ 食料品製造業	336													
・ 飲料・たばこ・飼料製造業	202													
・ 繊維工業	441													
・ 衣服・その他の繊維製品製造業	67													
・ 木材・木製品製造業	262													
・ 家具・装備品製造業	178													
・ パルプ・紙・紙加工品製造業	681													
・ 出版・印刷・同関連産業	650													
・ 化学工業	15,476	3					1		1	1				
・ 石油製品・石炭製品製造業	726													
・ プラスチック製品製造業	2,481	2								1	1			
・ ゴム製品製造業	1172													
・ なめし革・同製品・毛皮製造業	67													
・ 窯業・土石製品製造業	1335													
・ 鉄鋼業	1542													
・ 非鉄金属製造業	1900													
・ 金属製品製造業	4,466	1					1							
・ 一般機械器具製造業	1803													
・ 電気機械器具製造業	3,398	2		1								1		
・ 輸送用機械器具製造業	3,934	1									1			
・ 精密機械器具製造業	389													
・ 武器製造業	28													
・ その他の製造業	242	2								1			1	
電気業	322													
ガス業	65													
熱供給業	28													
下水道業	56,717	1							1					
鉄道業	106													
倉庫業	445													
石油卸売業	1208	1										1		
鉄スクラップ卸売業	40													

自動車卸売業	116													
燃料小売業	77,417	29	2	4	2		5	1	4	2	5	2	2	
洗濯業	144													
写真業	2													
自動車整備業	2,093	1												1
機械修理業	91													
商品検査業	43													
計量証明業	77													
一般廃棄物処理業（ごみ処分量に限る）	29,570	3					1			1	1			
産業廃棄物処分量（特別管理産業廃棄物処分量を含む。）	4897													
高等教育機関	198													
自然科学研究所	397													
全業種合計	215,934	46	2	5	2	0	8	1	6	6	8	4	4	
割合		100%	4.35%	10.87%	4.35%	0.00%	17.39%	2.17%	13.04%	13.04%	17.39%	8.70%	8.70%	

■地区別の届出排出量・移動量（表2）

	届出数	排出量※1 (kg/年)					移動量※2 (kg/年)			排出・移動量 合計 (kg/年)	割合
		大気	水域	土壌	埋立	合計 ※3	廃棄物	下水道	合計 ※3		
全 国	38,141	155,906,557	8,614,761	462,926	11,125,645	176,109,889	174,823,640	1,420,832	176,244,472	352,354,360	100%
埼 玉 県	1,627	8,462,728	268,112	0	11	8,730,851	7,982,566	83,520	8,066,086	16,796,936	4.77%
所 沢 市	46	34,642	3,227	0	0	37,870	33,834	134	33,968	71,838	0.02%
地 区 別											
排 出											
・											
移 動											
量											
所 沢	2	191	0	0	0	191	0	0	0	191	0.27%
新 所 沢	5	15,977	0	0	0	15,977	4,700	0	4,700	20,677	28.78%
新 所 沢 東	2	165	0	0	0	165	0	0	0	165	0.23%
並 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
小 手 指	8	7,834	3	0	0	7,837	0	94	94	7,931	11.04%
吾 妻	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
松 井	6	423	3,064	0	0	3,487	164	40	204	3,691	5.14%
柳 瀬	6	7,356	0	0	0	7,356	2,330	0	2,330	9,686	13.48%
三ヶ島	8	2,208	0	0	0	2,208	2,430	0	2,430	4,638	6.46%
山 口	4	248	160	0	0	408	22,710	0	22,710	23,118	32.18%
富 岡	4	240	0	0	0	240	1,500	0	1,500	1,740	2.42%
割 合		48.22%	4.49%	0.00%	0.00%	52.72%	47.10%	0.19%	47.28%	100.00%	

※1 大気：大気への排出 水域：公共用水域への排出 土壌：事業所内の土壌への排出 埋立：事業所内の埋立処分

※2 廃棄物：事業所外への廃棄物としての移動 下水道：下水道への移動

※3 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第1位まで）の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数表示したもの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

■地区別の届出取扱量（表3）

	届出数	取扱量 (kg/年)				割合	取扱量上位3物質	
		第一種	第二種	その他	合計			
埼玉県	1,868	548,531,154	2,972,420	125,783,140	677,286,714	100.00%		
所沢市	63	14,690,420	770	541,110	15,232,300	2.25%		
地区別 取扱量	所沢	4	1,087,950	0	1,087,950	7.14%	トルエン、キシレン、エチルベンゼン	
	新所沢	7	2,080,170	0	2,081,370	13.66%	トルエン、キシレン、エチルベンゼン	
	新所沢東	2	917,600	0	917,600	6.02%	トルエン、キシレン、エチルベンゼン	
	並木	0	0	0	0	0.00%		
	小手指	13	3,249,820	0	3,249,820	21.34%	トルエン、キシレン、エチルベンゼン	
	吾妻	1	11,000	0	11,000	0.07%	キシレン	
	松井	8	2,350,530	770	37,600	2,388,900	15.68%	トルエン、キシレン、エチルベンゼン
	柳瀬	7	947,600	0	71,000	1,018,600	6.69%	トルエン、キシレン、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
	三ヶ島	9	1,722,900	0	9,900	1,732,800	11.38%	トルエン、キシレン、エチルベンゼン
	山口	4	1,001,790	0	387,000	1,388,790	9.12%	トルエン、キシレン、硫酸
富岡	8	1,321,060	0	34,410	1,355,470	8.90%	トルエン、キシレン、エチルベンゼン	
割合		96.44%	0.01%	3.55%	100.00%			

※ 「第一種」「第二種」とは、それぞれ、特定化学物質の環境への排出量の把握等および環境の改善の促進に関する法律で定める「第一種指定化学物質」（354物質）、「第二種指定化学物質」（81物質）のことです。「その他」とは、埼玉県生活環境保全条例に基づき、人や生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質として埼玉県が独自に定めた物質（64物質）のことです。

■届出排出量上位5物質とその量（表4）

	排出量上位5物質 (kg/年)										
	1位物質		2位物質		3位物質		4位物質		5位物質		
全 国	トルエン	71,145,694	キシレン	32,506,875	エチルベンゼン	13,648,887	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	13,473,859	マンガン及びその化合物	6,247,566	
埼玉県	トルエン	6,013,286	キシレン	891,905	塩化メチレン	581,389	エチルベンゼン	336,610	トリクロロエチレン	198,562	
地区別 上位5 物質	所沢市	トリクロロエチレン	14,400	トルエン	9,058	HCFC-141b	7,200	HCFC-22	1,700	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	1,500
	所沢	トルエン	138	ベンゼン	25	キシレン	22	エチルベンゼン	6	1,3,5-トリメチルベンゼン	0
	新所沢	HCFC-141b	7,200	トリクロロエチレン	5,200	HCFC-22	1,700	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	1,500	トルエン	274
	新所沢東	トルエン	120	ベンゼン	22	キシレン	18	エチルベンゼン	5	1,3,5-トリメチルベンゼン	0
	並木	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小手指	トリクロロエチレン	7,300	トルエン	392	ベンゼン	71	キシレン	56	エチルベンゼン	14
	吾妻	キシレン	0	—	—	—	—	—	—	—	—

松井	ほう素及びその化合物	1,100	ふっ化水素及びその水溶性塩	970	亜鉛の水溶性化合物	590	トルエン	310	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	200
柳瀬	トルエン	7,314	ベンゼン	20	キシレン	17	エチルベンゼン	4	1,3,5-トリメチルベンゼン	0
三ヶ島	トリクロロエチレン	1,900	トルエン	222	ベンゼン	41	キシレン	35	エチルベンゼン	9
山口	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	160	トルエン	115	ホルムアルデヒド	87	ベンゼン	22	キシレン	20
富岡	トルエン	173	ベンゼン	32	キシレン	28	エチルベンゼン	6.9	1,3,5-トリメチルベンゼン	0.2

※トルエン・キシレンは合成原料や溶剤などに、HCF C-141b・塩化メチレン・トリクロロエチレンは金属洗浄などにHCF C-22は空調用冷媒などの用途に用いられています。また、トルエン・キシレンについてはガソリン中にも含有されています。

■届出排出量・移動量上位5業種とその量(表5)

	排出・移動量上位5業種(kg/年)									
	1位業種		2位業種		3位業種		4位業種		5位業種	
全 国	化学工業	83,591,408	プラスチック製品製造業	36,279,242	鉄鋼業	27,387,409	輸送用機械器具製造業	25,757,897	金属製品製造業	22,888,198
所 沢 市	電気機械器具製造業	43,257	金属製品製造業	7,300	その他の製造業	7,200	輸送用機械器具製造業	4,200	下水道業	3,064

	排出量上位5業種(kg/年)									
	1位業種		2位業種		3位業種		4位業種		5位業種	
全 国	プラスチック製品製造業	23,723,429	輸送用機械器具製造業	21,144,517	船舶製造・修理業、船用機関製造業	16,844,536	化学工業	15,995,105	金属製品製造業	14,132,223
所 沢 市	電気機械器具製造業	15,847	金属製品製造業	7,300	その他の製造業	7,200	下水道業	3,064	燃料小売業	2,554

	移動量上位5業種(kg/年)									
	1位業種		2位業種		3位業種		4位業種		5位業種	
全 国	化学工業	67,596,303	鉄鋼業	23,722,597	プラスチック製品製造業	12,555,813	電気機械器具製造業	12,288,738	医薬品製造業	11,469,973
所 沢 市	電気機械器具製造業	27,410	プラスチック製品製造業	2,460	輸送用機械器具製造業	2,300	自動車整備業	1,500	化学工業	298

■業種別の届出排出量・移動量とその内訳(表6)

業種 業種名	排出量(kg/年)					移動量(kg/年)			排出量・移動量 合計(kg/年)
	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	

化学工業	1	0	0	0	1	164	134	298	299
プラスチック製品製造業	0	0	0	0	0	2460	0	2460	2460
金属製品製造業	7,300	0	0	0	7,300	0	0	0	7,300
電気機械器具製造業	15,687	160	0	0	15,847	27,410	0	27,410	43,257
輸送用機械器具製造業	1,900	0	0	0	1,900	2,300	0	2,300	4,200
その他の製造業	7,200	0	0	0	7,200	0	0	0	7,200
下水道業	0	3,064	0	0	3,064	0	0	0	3,064
石油卸売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃料小売業	2,554	0	0	0	2,554	0	0	0	2,554
自動車整備業	0	0	0	0	0	1,500	0	1,500	1,500
一般廃棄物処理業（ごみ処分量に限る。）	0	3	0	0	3	0	0	0	3

■ 届出排出量・移動量上位3業種における上位3物質とその量（表7）

業種：電気機械器具製造業

物質名	排出量 (kg/年)					移動量 (kg/年)			排出量・移動量 合計 (kg/年)
	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
銅水溶性塩（錯塩を除く。）	0	160	0	0	160	22,000	0	22,000	22,160
H C F C—1 4 1 b	7,200	0	0	0	7,200	1,500	0	1,500	8,700
トリクロロエチレン	5,200	0	0	0	5,200	2,000	0	2,000	7,200

業種：金属製品製造業

物質名	排出量 (kg/年)					移動量 (kg/年)			排出量・移動量 合計 (kg/年)
	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
トリクロロエチレン	7,300	0	0	0	7,300	0	0	0	7,300

業種：その他の製造業

物質名	排出量 (kg/年)					移動量 (kg/年)			排出量・移動量 合計 (kg/年)
	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	
トルエン	7,200	0	0	0	7,200	0	0	0	7,200
ビスフェノールA型エポキシ樹脂	0	0	0	0	0	0	0	0	0